

情報関連企業新規取引先支援事業

1 趣旨

県内ソフトウェア関連中小企業の新規取引拡大を促進し、本県IT産業の振興を図るため、中小企業者が自社技術者を県外他社事業所に派遣し、県内自社事業所へのソフトウェア開発業務の持帰りを視野に入れた活動及び新規取引先獲得に対しての必要な活動に対し助成金を交付するものです。

2 助成対象企業

助成の対象となる中小企業者は、情報通信関連に携わるソフトウェア業を営む事業者で本社又は事業所を岩手県内に有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者並びに法人格を有する中小企業者の団体）とします。ただし、原則として過去に本助成を受けた企業は対象外とします。

3 助成内容及び経費

公益財団法人いわて産業振興センターは、助成対象企業が実施する持帰りの可能性が高い新規ソフトウェア開発業務を受注するために必要な事業活動、または今後の新規取引拡大に繋げる自社の技術力強化を目的とした事業活動に要する経費に対して、その経費の一部を助成します。（ただし、他の補助金、助成金の対象となる事業活動に要する経費を除く。）助成対象とする経費については、別紙「情報関連企業新規取引先支援事業実施要領」内、対象経費をご覧ください。

4 助成金額と助成率

助成件数は1社当たり1件とし、助成金額と助成率は以下のとおりになります。

	補助上限額	補助率	対象経費
1 派遣・常駐・招聘に関するもの	1,000千円	100%	1,000千円
2 その他センターが新規取引に伴い必要と認める費用	500千円	50%	500千円

5 事業実施期間

助成金交付決定日（事業開始）から1年間

6 募集期間

随時受け付けます。

7 助成企業の選定

提出書類に基づきセンターが書面審査、ヒアリング調査を行い、「情報関連企業新規取引先支援事業審査委員会」で審査を行い決定します。

8 問合わせ先

(公財) いわて産業振興センター ものづくり振興グループ 担当 晴山
〒020-0857 岩手県盛岡市北飯二丁目4-26 TEL : 019-631-3822

情報関連企業新規取引支援事業対象経費

対象経費
<p>1 派遣・常駐・招聘に関するもの</p> <p>旅費</p> <ul style="list-style-type: none">・派遣業務のために県内自社事業所から出張する社員に係る派遣先との往路及び帰路に係る交通費、宿泊費・発注先の企業が県内企業に対し技術伝達の為に出張する社員に係る往路及び帰路に係る交通費、宿泊費 <p>滞在費</p> <ul style="list-style-type: none">・派遣技術者に係る派遣期間中の家賃等の滞在経費（食費、光熱水費等を除く。）・派遣技術者の滞在のために必要なアパート等の礼金、仲介手数料、火災保険料等の経費。ただし、敷金を除く。・技術習得の為、発注企業から招聘する技術者が滞在期間中の家賃等の滞在経費（食費、光熱水費等を除く。）・技術取得の為、発注企業から招聘する技術者が滞在のために必要なアパート等の礼金、仲介手数料、火災保険料等の経費。（ただし、敷金を除く。） <p>2 その他センターが新規取引に伴い必要と認める費用</p> <ul style="list-style-type: none">・各種認証制度取得に関する費用（ISO・プライバシーマーク・ISMS 認証等）・システム構築費用（開発・検証ツール導入等）・各種研修費用

**システム構築・検証のソフト導入の際も利用できる事業
ですので、奮ってご活用ください！**